



Newsletter

Global Japanese Practice
KPMG in Thailand

Global Japanese Practice タイニュースレター 2022 年 5 月

お客様各位

先日タイ投資委員会（Board of Investment (“BOI”））からデジタル技術の導入を促進する布告（Announcement of No. 4/2564 Efficiency Enhancement Measure for Digital Technology Adoptions）が出されました。本布告によれば、企業が ERP や RPA システムの投資、その他 IT システムの投資を行う前に BOI にその計画を申請し、BOI から認可を受けた場合には、投資金額の 50%相当額を今後 3 年間の法人税の納付額から控除することが認められます。

また、先日個人情報保護法（Personal Data Protection Act (“PDPA”））を管轄する Ministry of Digital Economy and Society (“MDES”）が予定どおり 2022 年 6 月 1 日から PDPA を施行する旨を正式に発表しました。PDPA 施行初年度は、悪意のない限り、罰則は厳格に適用しない運用とする旨のコメントが MDES から出されています。

BOI のデジタル技術の導入を促進する布告について

1. 申請要件

- (1) 下記のいずれかの生産またはサービスの効率向上のための導入計画を提出する必要があります。BOI への申請期限は 2022 年 12 月 30 日までとされています。
 - (a) 社内または社外との連携もしくはその両方のために使用されるソフトウェア、プログラムまたは情報技術システムでリソース管理のために少なくとも 3 つのデータ機能が連携しているもの
例：ENTERPRISE RESOURCE PLANNING (“ERP”) システム
 - (b) AI、機械学習、ビッグデータの活用またはデータ分析システム
例：ROBOTIC PROCESS AUTOMATION (RPA) システム
 - (c) 公的機関のシステムと連携するソフトウェア、プログラムまたは情報技術システム
例：National E-Payment システム

(2) 投資金額は、中小企業の場合は 50 万バーツ以上、それ以外の企業の場合は 100 万バーツ以上であることが求められます。なお、この場合の中小企業とは、タイ個人が株式の 51%以上を保有する会社で、本投資奨励が認可された事業年度以降の 3 年間の売上がいずれも 5 億バーツ以下の会社を指しますので、日系企業の場合は基本的に 100 万バーツ以上の投資金額が求められます。

具体的な投資金額や法人税の控除限度額は、投資の区分に応じて以下のように計算されます。なお、下表中、(a), (b), (c) とあるのは上記(1)に記載した区分をいいます。

投資の区分	投資金額（100 万バーツ以上か否かの判定）	法人税の控除限度額（投資金額の 50%が限度）
<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の認証を得たタイ国内の事業者によって開発または改善された (a) または (c) のソフトウェア、プログラムまたは情報技術システム (b) の AI、機械学習、ビッグデータの活用、データ分析システム タイ国内のクラウドサービスまたはデータセンターのレンタル料/使用料 	実際に業者に支払った金額の全額	例：実際に業者に支払った金額が 200 万バーツの場合、法人税の控除限度額は 100 万バーツとなる
<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の認証を得ていないタイ国内の事業者、またはタイ国外の事業者によって開発または改善された (a) または (c) のソフトウェア、プログラムまたは情報技術システム タイ国外のクラウドサービスまたはデータセンターのレンタル料/使用料 	実際に業者に支払った金額の 50%相当額	例：実際に業者に支払った金額が 200 万バーツの場合、投資金額が 100 万バーツとして計算されるため、法人税の控除限度額は 50 万バーツとなる

2. 法人税の恩典

上記 1.(2) により計算した法人税の控除限度額を BOI から投資奨励書が発行された事業年度の法人税の納付額から控除し、控除しきれなかった場合にはその後 2 年間の法人税の納付額から控除することができます。なお、3 年間のうちに控除しきれなかった場合には、法人税の控除限度額の残高は消滅することになります（4 年目以降に繰り越し不可）。

今回 BOI から出されたデジタル技術の導入を促進する布告は、IT 投資を予定している企業にとってメリットが大きいと思います。弊社のリーガル部門にて本投資奨励を含めた BOI への申請サポートを行っておりますので、ご興味がありましたらお気軽にお問い合わせください。

また、PDPA については、今回も直前になって施行を延期すべきという議論がありましたが、MDES が 2022 年 6 月 1 日からの施行を正式に決定しましたので、来月から施行されます。PDPA についても引き続き弊社のリーガル部門にてサポート業務を行っておりますので、こちらもお気軽にお問い合わせください。

KPMG 税務・法務 日本人担当者



柴田 智以
パートナー/Tax
tshibata1@kpmg.co.th



伊藤 進
ディレクター/Tax
sito1@kpmg.co.th



金澤 学
アソシエイトディレクター/Tax
mkanazawa1@kpmg.co.th



瀧本 雄斗
シニアアソシエイト/Legal
ytakimoto1@kpmg.co.th

[KPMG 日系企業支援サービスウェブサイト](#)

[過去のニューズレター一覧](#)

KPMG 日系企業サービス代表お問い合わせ先

gjp-marketing@kpmg.co.th

home.kpmg/th



[Privacy](#) | [Legal](#)

You have received this email from KPMG Phoomchai Holdings Co., Ltd. If you wish to unsubscribe from our mailing list,



please [click here to unsubscribe](#).

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2022 KPMG Phoomchai Holdings Co., Ltd. a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.